平成２２年（フ）第１９１６号
埼玉県川口市本蓮３丁目10番３号　県住１―103号
債務者　大久保秋義
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１７号
埼玉県川口市本蓮３丁目10番３号　県住１―103号
債務者　大久保久仁子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
福井県越前市上大坪町第７号２番地の５
債務者　椿原　　**豁**
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
福井県越前市上大坪町第７号２番地の５
債務者　椿原　純子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
福井県勝山市郡町３丁目610番地
債務者　大西美智代
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
福井県坂井市三国町南本町４丁目７番38号
債務者　林　　捨雄
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
福井県坂井市三国町南本町４丁目７番38号
債務者　林　富美子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
福井市光陽３丁目６番21号　ハイム江端503号室
債務者　須貝ヨシオ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
福井県鯖江市片山町第８号32番地２
債務者　市橋　保子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
福井市高木中央２丁目403番地　シラサキ第２ビル301号
債務者　中村美和子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
福井県鯖江市石田上町第21号11番地27
債務者　貴田　優希
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
福井市みのり１丁目14番９号
債務者　川端　和子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
福井県大野市春日１丁目１番14号
債務者　茜　　徹男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
兵庫県伊丹市山田４丁目７番17―301号、前住所兵庫県尼崎市田能２丁目４番35―212号
債務者　橋　　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９０１号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番16―303号
債務者　五十嵐裕宏
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６８号
兵庫県西宮市森下町10番24―802号
債務者　大村佳津子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８２号
兵庫県西宮市今津真砂町１番３ー501号、前住所京都市右京区西京極前田町25番地２　ハウスセゾン西京極201号
債務者　檜山　晃作
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係